

住宅の新築 増築&リフォーム

令和2年4月1日から、
補助金交付申請の受付を
開始しています。

申請は、確実に令和3年3月10日まで工事
完了報告書を提出できるものに限ります。

**助成
します。**



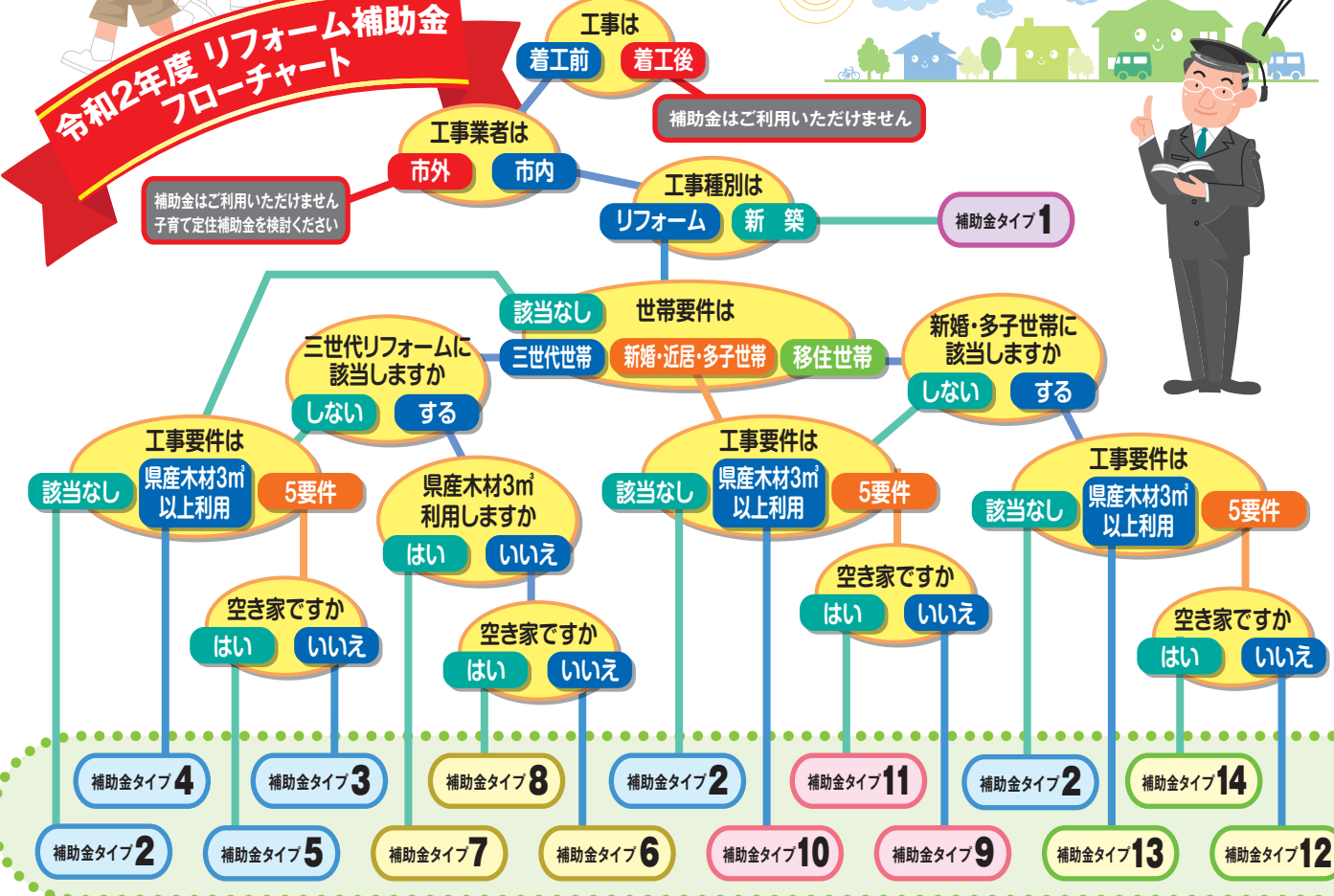
●補助金額

- ・一戸建て木造住宅の新築（工事費600万円以上）は一律**30万円**
- ・住宅や空き家の増築・リフォーム、カーポートを含む車庫と物置の新築・増築リフォーム工事（工事費20万円以上・10万円単位で端数は切り捨て）は
対象工事費の**10%の額**または**20%の額**または**30%の額**
（要件により限度額が**12~50万円**）

★これまでにこの事業を利用された方も、改めて利用可能です。

補助率や、補助上限等の種類が
複雑化していますので、**フロー
チャートでの確認**や、窓口（市建設
管理課 Tel.85-1627）への問い
合わせを必ずしてください。

令和2年度 リフォーム補助金
フローチャート



□世帯要件について

- ・三世帯世帯
直系で、3世代にわたる居住者がおり、平成14年4月2日以降に生まれた子がいる三世帯世帯
- ・近居世帯
平成31年4月1日以降に親世帯と子世帯の居所が新たに近居区域（親世帯と子世帯の居所の直線距離が2km以下である区域、又は、親世帯と子世帯の居所が同一小学校の通学区域である区域）内になった世帯（既に親世帯と子世帯の居所が近居区域内にある場合を除く。）
- ・新婚世帯
申請時点で婚姻した日から1年以内である世帯
- ・多子世帯
平成14年4月2日以降に生まれた子が3人以上いる世帯
- ・移住世帯
平成31年4月1日以降に県外から市内に移住した世帯員を含む世帯。もしくは申請時点で県外に住民票があり、リフォーム終了後（2年度以内）に居住する世帯

□工事要件について

- ・5要件
減災・部分補強、バリアフリー化、寒さ対策・断熱化、県産木材使用、克雪化のうち一定条件に該当する場合
- ・県産木材3m以上使用
県産木材を3m以上使用している場合（木材使用量計算書にて計算が必要です）
- ・空き家活用
売買で中古住宅診断を受け取得、もしくは相続・贈与で取得した場合

・三世帯世帯リフォーム（次のいずれかに該当すること）
①要件工事「寒さ対策・断熱化」に該当し工事点合計10点以上となる工事。②要件工事「バリアフリー化」に該当し、工事点合計が10点以上となる工事。③居室の床面積合計がリフォーム工事着手前と比べて10㎡以上増加する工事。④便所、浴室、脱衣所、洗面所または台所を1か所以上増設する工事。

※この緑枠内にははまる補助金タイプは省エネ住宅ポイント制度との併用はできません。

種別	7ローチャート	タイプ1	タイプ2	タイプ3	タイプ4	タイプ5	タイプ6	タイプ7	タイプ8	タイプ9	タイプ10	タイプ11	タイプ12	タイプ13	タイプ14
補助	世帯要件	新築	—	—	—	—	三世帯	三世帯	三世帯	移住・近居 新婚・多子	移住・近居 新婚・多子	移住・近居 新婚・多子	移住 かつ 新婚・多子	移住 かつ 新婚・多子	移住 かつ 新婚・多子
	工事要件	—	5要件	県産材3㎡	5要件 【空き家】	三世帯 リフォーム	三世帯 リフォーム 県産材3㎡	三世帯 リフォーム 【空き家】	5要件	県産材3㎡	5要件 【空き家】	5要件	県産材3㎡	5要件 【空き家】	
補助	補助率	一律 30万	10%	10%	10%	10%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	30%	30%	30%
	補助上限	30万	12万	24万	30万	30万	30万	40万	40万	30万	40万	40万	40万	50万	50万

●対象要件

- ・一戸建て住宅や住宅用車庫・物置等の新築、増築、リフォーム工事
- ・市内の建設・建築業者と契約を行うこと
- ・令和3年3月10日までに工事完了報告書及びそれに付する書類を提出できること
- ・市税の滞納がないこと

なお、交付決定前の着工は補助対象とはなりませんのでご注意ください。また、予算がなくなり次第、終了いたします。

●お問い合わせ

お問い合わせ先：寒河江市商工会 TEL.0237-86-1211